令和３年福島県沖地震による楢葉町一部損壊住宅修理支援事業要綱

（目的）

第１条　令和３年２月１３日に発生した福島県沖を震源とする地震（以下、「地震」という。）に係る災害による被災者（以下、「被災者」という。）の生活の安定を図る一助とするため、地震により被災した住宅の屋根又は外壁等の修繕工事を行った被災者に対して補助金を支給する楢葉町一部損壊住宅修理支援事業を予算の範囲内において実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）住宅　　　地震により被害を受けた住家をいう。

（２）修繕工事　　　屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分について緊急に応急的に行う修理をいう。

（補助金の対象）

第３条　補助金の支給対象者は、楢葉町内に居住し、地震により住宅が準半壊に至らない程度の損傷を受け、２０万円以上の修繕工事を実施し、修繕工事費の支払いが完了した世帯の世帯主とする。

２　前項に定める世帯は、町長が、被災者自らの資力では修理できないと認める者であることとする。

３　借家等はやむを得ない事情により所有者が修理を行うことができず、被災者の資力をもっても修理し難い場合は、対象とする。

４　被災世帯の被害認定は、楢葉町長の発行するり災証明書及び住家の被害認定調査に基づくものとする。

（補助金の支給）

第４条　楢葉町内において、被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、補助金を支給するものとする。

２　補助金の額は１世帯当たり１０万円とする。なお、同一住宅（一戸）に２以上の世帯が居住している場合に補助できる額は、１世帯当たりの額以内とする。

（補助金の申請）

第５条　被災世帯となった世帯の世帯主は、補助金の支給を受けようとする場合は、支給申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（申請期間）

第６条　前条の規定による申請は、町長が別に定める日までに行わなければならない。

（支給決定）

第７条　町長は、第５条の規定による申請があったときは、補助金の支給の適否を審査し、補助金を支給すべきものと認めたときは、その支給を決定するものとする。

２　町長は、補助金の支給を決定したときは、速やかに、支給決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

３　町長は、補助金を支給しないことを決定したときは、速やかに、不支給決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第８条　町長は、前条第１項の規定により支給の決定をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）　偽りその他の不正の手段により補助金の支給の決定又は支給を受けたとき。

（２）　前号に掲げるもののほか、町長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

２　町長は、前項により支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、支給決定取消通知書（様式第４号）により当該支給の決定の全部又は一部を取り消した者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条　町長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合に、当該取消しに係る部分について既に補助金が支給されているときは、返還請求書（様式第５号）により、申込者に期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補足）

第１１条　この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和３年５月２１日から施行する。